

認定こども園における「子育て支援事業」について

地域における子育て支援を行なう機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能を備えることが、認定こども園の認定を受けるための必須要件である。

「子育て支援事業」は下記のとおりであり、これらの事業の中から地域において必要とされる事業を週3回以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保する必要がある。

記

1 保護者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行う事業

(1) 親子の集いの広場事業

概ね3歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、子どもの養育に関する各般の問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 教育・保育相談事業

職員が、子どもの養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(3) 育児支援家庭訪問事業

子どもの養育に関し援助が必要と認められる家庭に職員を派遣し、育児指導や相談にあたる事業

2 保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対する保育を行う事業

(1) 施設型一時保育事業

保護者の疾病、入院などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもにつき、幼稚園又は保育所等において保育を行う事業

(2) 訪問型一時保育事業

保護者の疾病、入院などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもにつき、子どもの家庭に職員を派遣して保育を行う事業

3 保護者と地域の子育てサークル等との連絡及び調整を行う事業

・地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業

子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する子育てサークルや子育てボランティアとの間の連絡及び調整を行う事業

4 地域の子育てサークル等に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

・子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業

地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成の支援を行なう事業